

2019 年 9 月 2 日

お取引先各位

NEC プラットフォームズ株式会社  
生産本部 調達統括部  
統括部長 松永 直樹**消費税法改正に伴うシステム対応のお知らせとお願い**

拝啓 貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。  
平素からご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、2019 年 5 月 20 日付『調統 第 19-007 号』, 2019 年 6 月 17 日付『調統 第 19-008 号』にてご案内しました通り、本年 10 月 1 日に実施されます消費税法改正について、以下の通りシステム対応のお知らせとお願いについて、ご連絡致します。  
ご理解ご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

敬具

記

## 1. 消費税率 10%の適用について

10 月 1 日弊社納品受付分から適用

## 2. 弊社資材システム内データの更新作業と納品受付業務について

納品受付 (かんぱんオーダ含む) は通常通り行いますが、弊社資材システム内データ更新作業の為、下記の通り受入以降のシステム処理を一旦保留停止します。

- ・更新作業と対象データの送信停止 ⇒ 10 月 1 日 (火) ~10 月 2 日 (水) 12:00 まで
- ・停止期間中の対象データ送信再開 ⇒ 10 月 2 日 (水) 13:00 より (予定)

## 【対象データ】

※NEC 代理購買オーダを含む弊社より発注のオーダ

E D I : 入荷情報・検査情報・検収情報・納入指示情報は期間内送信を停止します。

但し 9 月 30 日までに受入したデータに対して、10 月 1 日に検査、受領確認を入力した場合に限り、対象オーダの検査情報・検収情報が送信されます。

また、受注者採番方式 (項目付加タイプ) を採用頂いているお取引先様は、分納伝票の出力は従来通り可能です。

F A X : 受取書・分納伝票の期間内 F A X 送信は停止します。

つきましては、E D I 受注者採番方式のお取引先様以外は分納伝票の出力が遅くなりますので、そのようなケースが想定される場合は事前に弊社購買担当者と調整をお願いします。

## 3. 弊社発行書類の表示・扱いについて

## (1) 納品書兼検査票

弊社より本年 9 月末日までに発行した注文書または注文データ、ならびにそれらに関わる納品書兼検査票は、本年 10 月以降の納期案件も含め一律現行税率 (8%) の計算により消費税額を記載致します。

但し、本年 10 月以降の検収案件につきましては経過措置が適用される場合を除き、新税率 (10%) を適用致しますが、貴社におかれましては、現行税率 8% で計算された納品書兼検査票をもって納入手続きをお願い致します。

2019 年 10 月 1 日以降の弊社初回注文にかかわる納品書兼検査票より新税率 (10%) の計算による消費税額を記載致します。

尚、営業仕入関係の納品一覧につきましては、従来通りの税抜き金額の記載とし、検収明細表に税率の記載をし、債権の確認ならびに請求を行ったものとします。

※経過措置が適用されるのは、2019 年 3 月 31 日以前に締結された請負工事等に関する契約で引き渡ししが 2019 年 10 月 1 日以降の案件です。

## (2) 検収明細表

2019 年 10 月発行分 (9 月検収分) より、検収明細表の税率は以下の通り表示致します。

## 〔税率表示〕

- ・2019 年 9 月迄の発行分 8% = 8, 非課税 = 0, 不課税 = ブランク
- ・2019 年 10 月以降発行分 10% = 10, 8% = 8, 非課税 = 0, 不課税 = ブランク

4. 国内外出・出張に伴う日当、宿泊日当、交通費等に関する消費税の処理方法について

【対象】NPS（NEC Partners Site）の見積（ソフト）において処理している経費精算

9月納期9月納入の経費精算を行う場合は、通常通り9月30日までに申請を行って下さい。

9月納期分を10月1日に経費精算を行う場合は、消費税8%での申請をお願いします。

尚、10月1日以降のNPSの経費内訳欄については、消費税10%へ自動計算されますので、充分ご注意ください。

10月以降納入分の経費精算を行う場合で、消費税改訂前（8%）の経費精算を行う案件に関しては次の計算をした上でNPSへの登録をお願いします。

**NPS 経費内訳欄への入力額（消費税率10%換算後の金額）**

= 実際にかかった費用 / 1.08（旧税率8%割戻） × 1.1（新税率10%で計算）

詳細については、以下の通りになります。

経費発生タイミング		納入時期区分	
	消費税		NPS登録金額
①9月30日までの経費	8%	9月納期9月納入	通常通り8%
②9月30日までの経費	8%	10月以降納入	消費税税率10%換算後の金額
③10月1日をまたがる経費	8%、10%	10月以降納入	消費税税率10%換算後の金額
④10月1日以降の経費	10%	10月以降納入	通常通り10%

5. お問い合わせ先

注文書発行の購買部門へお問い合わせ願います。

以上